

知事コメント

令和4年8月10日(水)

沖縄県医療非常事態宣言を発出して明日で3週間となります。感染拡大の勢いは弱まってきましたが、この3週間の陽性者数の増加は凄まじく、医療提供体制に深刻な影響を与えております。

感染拡大に伴い、高齢者を中心に多くの入院者が出ており、頻度は低いものの20代、30代などの若い世代の重症者も発生しています。

加えて重点医療機関における新型コロナに係る医療スタッフの休職者数は1,200人を超え、コロナの対応だけでなく一般医療を含めた救急体制の維持が困難となっており、高齢者施設などで酸素投与が行われるなど、医療のひっ迫は深刻です。

県は先般このような現状を踏まえ「BA.5対策強化地域」への指定を国に対して協議致しました。併せて「BA.5対策強化地域指定に伴う取組の拡充」を取りまとめ、高齢者施設等における感染拡大阻止、イベントにおける感染対策の徹底、県外からの来訪者への呼びかけ強化、ワクチン接種の推進の4つに重点的に取り組むこととしています。

本日の対策本部会議では、その取り組みの具体策について各部局から報告を受け、それらを踏まえ「『BA.5対策強化地域』指定に伴う沖縄県の対処方針」を決定しました。その概要をお知らせします。

まず「高齢者施設等における感染拡大阻止」についてです。従来から県は、高齢者施設等に対し2週間に一度のPCR検査を行っていましたが、今般、検査間隔を補うための抗原定性検査キットを配布することと致しました。これまで定期PCR検査に参加していない施設においても、陽性者が確認された場合、県の施設支援チームの派遣を行う等の支援を検討しておりますので、検査への参加をお願いするとともに、キットの配布を行うこととしておりますので、ご活用をお願いします。

高齢者施設等のワクチン接種の推進についても、市町村において医療従事者の手配などに課題が生じ接種できない場合、県の接種チームを派遣する等の支援を行うこととしています。

次に「イベントにおける感染対策の徹底」についてです。これまでイベントの感染対策について、多くの事業者の方々にご協力を頂いているところですが、現在の感染リスクが高まっている状況を踏まえイベントについての対策を拡充することと致しました。

具体的には、基準を満たさないイベントについては、主催者にイベントの見直しか自粛を求めることとし「不特定多数の参加が見込まれ、会場内にアルコール持ち込みが予想される」等のイベントについては、県職員等による見回りを実施することとしております。引き続きイベントにおける感染対策に取り組んでまいります。

次に「県外からの来訪者への呼びかけ強化」についてです。

観光客に対する呼びかけに関しては、県HPからの情報発信に加え、沖縄観光コンベンションビューローと連携し、当団体が運営する公式観光情報メディア「おきなわ物語」を活用し、「新型コロナウイルス感染防止対策サイト」を起ち上げ情報発信を行ってまいりました。

さらに、来県(予定)者に対して「8月に沖縄県へ来訪される(検討している)皆様へお願い」として、旅行前の健康管理と感染防止対策の徹底等を呼びかけております。

これらに加えて、8月8日からは、観光客に対する「熱中症の予防策と熱中症時の応急措置」に関する情報発信を行い、観光客の皆様にご注意を促してまいります。

最後に「ワクチン接種の推進」についてです。

現在県は8月末までを「沖縄県ワクチン3・4回目接種推進期間」として、3回目接種、4回目接種の目標を掲げ推進に取り組んでいるところです。

しかし、特に若者世代において「副反応が怖い」、「時間が合わない」、「面倒である」などの理由で接種が進んでおらず、これらの課題に合わせた取り組みが必要と考えております。

その為、県広域接種センターにおいて、予約なしの受付やナイト接種等を実施するほか、大規模商業施設や大学等への出向接種を行うことで、これまで以上に接種機会を増やすとともに、ワクチン接種に関する正しい情報の発信に取り組んでまいります。

ワクチン接種の主体である市町村の取り組み状況や接種率について定期的に確認し課題を把握するなどの連携を図り、目標達成を目指してまいります。

これら取り組みの拡充に加え、今回の対処方針においては、事業主の皆様へのお願いとして「子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること」を追加いたしました。

子どもの感染拡大に伴い、ご家庭でお子さんを世話するため、保護者が出勤できないケースも多く出ておりますが、事業者において、子どもの看護や世話をを行うことが必要となった従業員に有給休暇を取得させる仕組みをつくることで、厚生労働省の小学校休業等対応助成金を活用頂きます。

子どもの感染拡大防止のためにも、従業員が安心して家庭で看病しやすい環境を整備していただくことが大切です。事業主の皆様のご協力をお願いいたします。

県はこれらの対策に取り組み、BA.5による感染拡大を抑え医療ひっ迫の解消に力を尽くしてまいります。一方で、感染対策において最も効果的なことはお一人おひとりが、「うつらない」、「うつさない」行動に努めることです。発熱や喉の痛みなどの症状を認める時には、外出を控えて頂くことはとても大切です。

今日からお盆ですが、できるだけ同居家族のみで過ごし、親族を迎える必要がある場合においても、室内の換気や手指消毒等の感染対策を徹底してください。あなた自身やあなたの大切な人を守る行動が、医療と社会を守ることに繋がります。全ての県民・事業者の皆様のご協力をお願いします。